

小牧市成年後見制度利用促進計画（概要）

はじめに

【趣旨】成年後見制度利用促進法第14条に基づき、認知症、知的障がい又は精神障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

【策定方法】小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下「当区域」という。）で尾張北部権利擁護支援センターを共同設置していることから、本計画も共同で協議し、各市町の利用促進計画を策定しました。

【権利擁護】成年後見制度は、権利擁護を実現するためのひとつの手段です。成年後見制度のみにとらわれず権利擁護について幅広く検討しました。

【計画期間】令和4年4月から令和9年3月（5年間）

I 成年後見制度をとりまく現状

当区域における高齢者・障がい者の現状

- 当区域の高齢化率は25.0%となっており、65歳以上高齢者の認知症有病率（令和2年の見込み）17.2%を乗じると4.3%となり、認知症の人は23人に一人程度の割合となっています。今後、有病率、高齢化率の上昇が見込まれており、認知症の人は更に増加していくと考えられます。
- 高齢者世帯の内訳は、高齢者一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯の割合が約5割となっていて家族による支援は薄くなっています。
- 知的障がい者、精神障がい者の全人口割合は、60人に1人の割合です。
- 障がいのある人の地域生活が重視されています。施設入所の場合に比べて、地域生活では財産管理など、より法律的な支援が必要となります。

認知症高齢者等の増加、障がい者の地域生活重視により成年後見制度のニーズが、今後増大していく傾向があります。

成年後見制度の利用促進にかかる現状

- 「アンケート調査」からは、普及啓発の充実が求められています。
- 「尾張北部権利擁護支援センターの相談実績」からは、さまざまな複合的な課題（一人暮らし、生活困窮、虐待、経済的搾取、住宅確保困難等）を抱えた家族の存在が浮き彫りとなっています。

認知症の方や障がいのある方は複合的な課題を抱えていることが多く、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、成年後見制度の利用促進や地域、医療、司法、福祉のさまざまな支援者がチームで支援する必要があります。

Ⅱ 当区域の課題

国の第一期計画（平成30～令和3年度）と当区域の取組

権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

○**中核機関の設置** → 尾張北部権利擁護支援センター（R.2位置づけ）

○**協議会の設置** → 本計画の中で位置づけ（R.4設置）

➡基本施策4

国の第二期計画（令和4～8年度）と当区域での課題

○**互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化**

⇒（課題）権利擁護支援にかかる福祉関係支援者の連携は進みましたが、地域（互助）、司法、医療との連携強化の取組がさらに必要です。

➡基本施策1

○**担い手の確保・育成等**

⇒（課題）専門職後見人の候補者が少ない状況があります。
そのため、市民後見人の養成、法人後見実施法人の育成が求められています。

➡基本施策2

○**成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進
及び同事業の実施体制の強化**

⇒（課題）権利擁護支援のためには、成年後見制度のみならず日常生活自立支援事業をはじめ、地域による見守り支援、居住支援などさまざまな支援ツールを一層充実させる必要があります。

➡基本施策3

○**中核機関のコーディネート機能の強化による
地域連携ネットワークの機能強化**

⇒（課題）地域、司法などとの連携を強化するため尾張北部権利擁護支援センターのコーディネート機能の一層の強化が求められています。

➡基本施策3

○**権利侵害の回復支援における市町村の対応**

⇒（課題）権利侵害からの回復支援に資する市長申立て、成年後見制度利用支援事業などの適切な実施が求められています。

➡基本施策3

**認知症になっても障がいがあっても
安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり**

1 普及啓発の推進・研修事業の拡充

- ①地域団体、サロン、事業所などの集まりに出向く研修の充実
- ②地域（互助）、司法、医療の関係者など研修対象者の拡充
- ③オンライン配信、録画配信等による研修機会の拡充
- ④他の団体との共催を進め、連携強化の推進

2 後見候補者の確保、育成

- ①市民後見人養成事業の早期実施
- ②法人後見実施法人の育成 社会福祉協議会による法人受任の検討、社会福祉法人、NPO法人等による法人受任の育成
- ③「親族後見人のつどい」など親族後見人支援の取組
- ④専門職後見人の支援と受任候補者調整のしくみづくり

3 広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくり

- ① 広域のメリットを生かし、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修会等の開催、多職種による相談会の開催
- ②サロンなど地域（互助）の場面に出席の相談、勉強会の実施
- ③地域連携ネットワークのイメージの共有
- ④身元保証、居住支援、任意後見、未成年後見などの課題への取組を地域の権利擁護支援関係機関と検討（実態把握、先進事例の研究）

4 権利擁護支援のための地域連携協議会の設置

地域、福祉、司法、医療の連携を図るために地域連携協議会を設置

IV 利用促進計画の推進体制

育てていく計画

本計画に限らず、計画策定時点で見通せる制度・施策に限界があります。したがって、計画はつくって終わりではなく、常に見直し、いわば育てていくことが大切です。

計画の推進方法

本計画は、基本的な方向性を確認するものであり、尾張北部権利擁護支援センターの事業計画により計画的に実行していくとともに、地域連携協議会において進捗状況の確認を行います。

用 語 集

(50音順)

○**尾張北部権利擁護支援センター** 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町が、共同で設置する成年後見制度の利用相談・支援機関です。2018(平成30)年度に設置され、2020(令和2)年度から当区域の中核機関として位置づけられました。

○**権利擁護支援** 狭義には、虐待・搾取などの権利侵害から守り被害回復を図ることをいい、広義には、幸福追求権(憲法第13条)により自分らしい暮らしの実現を図ること(積極的権利擁護)をいいます。

○**成年後見制度** 認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が、法律上の権限をもつ支援者を選任し、法律的に支援する制度。

○**成年後見制度利用促進基本計画** 成年後見制度利用促進法に基づき、国が策定します。第一期計画は、2017(平成29)年度から2021(令和3)年度までが計画期間であり、第二期計画は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度を計画期間となっています。市町村は、この計画をふまえて、市町村の区域における成年後見制度利用促進計画を策定することとされています。

○**成年後見制度利用促進法** 2016(平成28)年施行。成年後見制度が判断能力の不十分な方の権利擁護に資するものであるにも関わらず利用が進んでいないことから、議員立法により制定されました。利用の促進にかかる理念、基本方針、国・自治体の責務を明らかにするもので、具体的な施策等については、成年後見制度利用促進基本計画に委ねられています。

○**中核機関** 成年後見制度利用促進基本計画において掲げられた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について、コーディネート(各部を調整し全体をまとめる機能)を担う中核的な機関や体制です。